

草津市国民健康保険運営協議会 令和元年度第1回

日時 令和元年8月29日(木) 午後1時30分～午後2時45分

場所 草津市役所 8階 大会議室

出席委員

公益代表：山本 正行委員 中島 直樹委員

喜田 久子委員

被保険者代表：磯山 信夫委員 岡山 茂子委員

保険医・薬剤師代表：吉崎 健委員 問山 健太郎委員

大迫 翔平委員 村防 睦樹委員

被用者保険代表：小林 忠司委員 久保田 雅樹委員

事務局 川崎健康福祉部長、溝口健康福祉部理事、増田健康福祉部副部長

富田保険年金課長、青木税務課長、須原納税課長

山本介護保険課長、山田健康増進課課長、松本地域保健課長

堀江保険年金課課長補佐、小花保険年金課主査

部長挨拶

皆様、こんにちは。健康福祉部長の川崎でございます。日頃は草津市国保の運営に格別の御理解と御協力を賜りまして厚くお礼を申し上げます。委員の皆様方には、公私御多用のところ、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、平成30年度から国民健康保険の都道府県単位化がスタートして、今年で2年目を迎えたところでございます。平成30年度においては、大きな混乱もなく、スムーズな滑りだしができましたこと、これもひとえに国保事業に携わる皆様方のご尽力のおかげと、心から感謝を申し上げます。

一方で、保険料の統一化に向けた対応や、県内市町の事務の標準化・効率化の推進といった、制度改正に伴う新たな課題につきましても、引き続き県や他市町との協議を行いながら、適正な国保制度の運用を図ってまいりたいと考えております。

この後、本市の平成30年度の国民健康保険事業特別会計の決算見込みと国民健康保険の運営状況につきまして、皆様に御報告させていただきますが、今後も本市の国民健康保険事業が健全に運営できますよう、委員の皆様方の御指導と御助言をお願い申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。

審議事項

草津市国民健康保険の運営状況および平成30年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて

平成30年度から国保財政が都道府県単位化されたことに伴い、市の歳入歳出科目にも大幅な変更がありました。歳入の方では、国から市への直接支払が行われていた「国庫支出金」、および県支出金の下「療養給付費交付金」や「前期高齢者交付金」が、市ではなく滋賀県の国民健康保険事業特別会計の歳入になり、平成30年度は市の歳入科目から無くなりました。代わりに、市には県支出金で新たな歳入科目が創設されました

同様に歳出の方でも、平成29年度まで市の予算から国へ直接支出しておりました後期高齢者支援金、前期高齢者支援金、介護納付金等が、平成30年度以降は県の国保会計から国に支出することとなったため科目が無くなり、代わりに市が県に対して支払うこととなった「国保事業費納付金」が創設されました。

歳入のうちの主なものとしては、平成30年度の税率は、医療分は前年度から据え置いています。後期高齢者支援分と介護分は、県から示された収納必要額に合わせてわずかに引き下げをおこなっています。賦課限度額も医療分は平成29年度から4万円引き上げ、58万円が合計93万円が賦課限度額となっております。収納率は前年度と比較すると上昇し、全体で93.11%となっております。

新たに創設されました県支出金として、「普通交付金」は78億572万5千円、県支出金特別交付金の「保険者努力支援制度分」は3,975万1千円、県支出金特別交付金の「特別調整交付金」は1,932万9千円、県支出金特別交付金の「都道府県繰入金」4,759万円でした。

歳出のうちの主なものとしては、一般の保険給付費につきましては1人あたり医療費が微減、被保険者数は減少傾向にあるため、前年度より1億3,794万7千円減の77億7,289万7千円となっております。

新たに創設されました国保事業費納付金は31億4,495万8千円となっております。

歳入合計金額 12,035,285,000円

歳出合計金額 11,962,279,000円

差 引 73,006,000円

繰越金が発生した主な要因につきましては、歳入では特別調整交付金、都道府県繰入金、一般の国民健康保険税で、見込を上回る歳入があったこと。歳出では出産育児一時金及び特定健康診査等事業費で執行残が出たことが要因であります。

なお、県への返還金が291万2千円あり、最終的な繰越金は、7,000万円程度となる見込みです。

質疑等

Q：特定健診の実施率について、平成30年度は38.4%になったとありましたが、この受診率は今後維持できるのでしょうか。さらに目標値に近づけるためさらなる受診率の向上は可能でしょうか。また、毎年特定健診を受診しているリピーターと新規に受診した方の割合を見たときに実際に受診率の維持向上は可能でしょうか。また、特定保健指導には終わりというものがあるのでしょうか。

A：平成30年度の特定健診につきましては、目標値が40%に対して、38.4%と近年と比較し、受診率が向上しております。これは平成30年度において未受診者に対するアプローチを工夫した結果であります。また、この部分に関しましては保険者努力支援制度の交付金に関わってくる点でもありますことから、今後も受診率の維持向上を目指していきたいと考えております。また、被用者保険ですと高いところでは9割近い受診率の保険者もおられますが、そこまではなかなか困難ではありますが、新たな工夫や未受診者に対する電話勧奨等継続的な努力により維持向上を目指し、その結果として医療費の抑制につなげていきたいと考えております。

次に2点目といたしまして、リピーターと新規受診者につきまして、リピーターの方は毎年6月に受診券が届くと特定健診を受診していただく傾向にあります。また、特定健診は40歳から受診していただくことができますが、40代の方の受診率が低いという課題がありますことから、未受診者につきましては受診勧奨の電話を行い、その方たちに毎年受けていただくことで受診率向上につなげていきたいと考えております。また、その中の特定保健指導の対象となる方につきましても勧奨等を行い実施率の向上を目指したいと考えております。

Q：リピート率はどの程度でしょうか。

A：受診勧奨を委託した業者が分析した結果、3年連続受診した方を連続受診者つまりリピーターと、次に3年のうちまばらに受診した方を不定期受診者と、まったく受診していない方を未受診者とカテゴライズしたところ、リピーターの方が3,000人弱、不定期受診者の方が約4,000人程度で、残りが未受診者となります。受診勧奨の際には不定期受診者を新たな増加要素として手厚く勧奨しており、今年度も同様に勧奨してまいりたいと思います。ただし、年代別の分析は現在できておりません。

Q：平成30年度は特定健診の受診率は過去最高の38.4%であります。法定外繰入の特定健診等については、前年度よりも下がっていますが、何故ですか。

A：一般会計繰入につきましては、一旦概算で繰入を行い、翌年度に実績で精算し、多くもらいすぎた分につきましては、一般会計へ返還いたします。平成29年度会計ではデータヘルス計画に基づき、受診率60%で繰入を行いましたが、平成30年度からは第2期のデータヘルス計画に基づき、受診率40%で繰入を行いましたことから、乖離が発生して

おります。つまり、実際の受診率との関連性はないということになります。ただし、実績に基づき精算した結果は受診率と関連があります。

Q：法定外繰入はいずれ解消する必要があると聞いていますが、この6年間をかけて徐々に解消を目指されるのでしょうか。

A：一般会計繰入の福祉医療波及分につきましては、福祉医療を利用することによる波及効果により医療行動が増加することで給付費が増加している部分について、国の交付金が減額されますことから、補填を行っているところでございます。滋賀県における保険料の統一に向けてという点では、赤字補填目的のための繰入を解消していく必要がありますが、草津市で言いますと資料2-1の3ページの医療保険制度間不均衡是正という項目であり、平成26年度で終了しております。保険料統一ということから滋賀県全体で一般会計からの繰入の基準を統一していくための協議を行っているところでございますが、福祉医療波及分につきましては、国の制度に変更がない限りは継続して実施してまいります。

【山本会長】

それでは、質疑がないようでございますので、これで審議を終了させていただきたいと思っております。事務局におかれては、今後も国民健康保険の都道府県への移行後の進捗状況や県の検討状況、国の動向などを注視いただくとともに、医療費の動向などを把握し、安定した財政運営に努めていただきたいと思います。

それでは、会議次第の4.「その他 今後のスケジュール等について」を事務局より説明いただきます。

その他

今後のスケジュールについて

・令和元年10月頃

国保事業費納付金および標準保険料率の試算のための仮係数が国から県に提示。

・令和元年11月中旬

県が国保事業費納付金および標準保険料率の仮係数を試算し、各市町に提示。

・令和元年12月下旬

令和2年度本算定用の確定係数が国から県に提示。

・令和2年1月下旬

算定結果が各市町に提示。